

里山の再生に取り組みませんか

里山を再生する活動を支援します

奈良市里山整備事業

- ・地域の資源である里山を活用いただくために、地域で取組む「里山（森林）整備」の取組を支援します。
- ・また、整備による効果を維持するため、5年間の保全管理を行っていただきます。
※この事業は国から譲与される森林環境譲与税を活用した事業です。

●こんなお困りごとありませんか？

昔のお山へは、みんなで歩いてきれいな景色を楽しんでいたのに…。



近所の山を、みんなでお手入れして、山菜取りやお散歩を楽しめたらなあ…。

みんなで住みよい環境を作るために森林を再生したい！！

「景色が良かったお山を取り戻したい…」

「木が繁茂し大きくなりすぎて薄暗い、どうしたものか…」

「お山の木を整えて、栗の木やモミジ、サクラを植えて、みんなで散策出来たら…」

「自分たちだけではどこから手をつけていいのか…」



地域で「周辺の森林（里山）を再生する」取組を考えられているときは、市にご相談ください。

「地域の団体」で取り組む森林（里山）再生の活動を支援します。



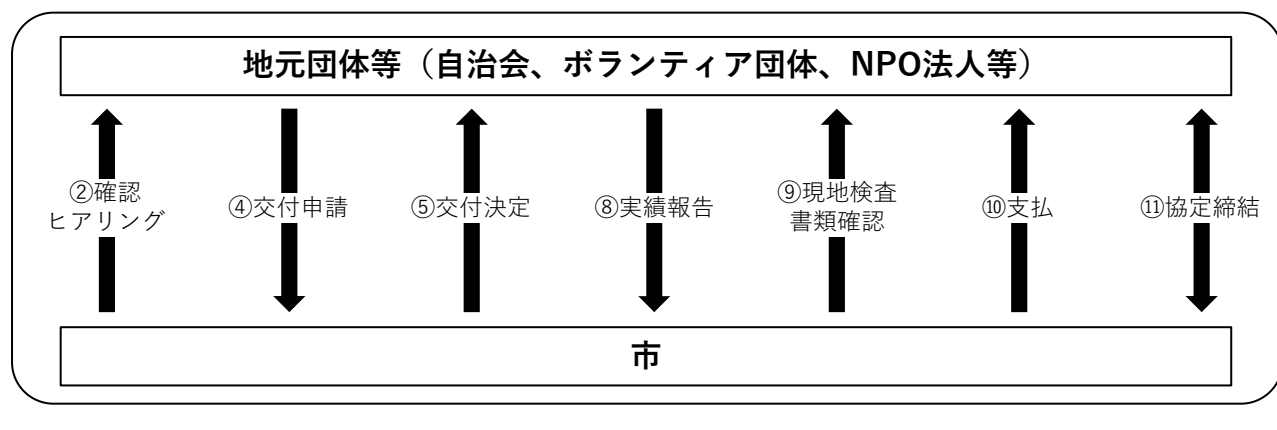
事業の要件

- ・事業の検討に際しましては、必ず、奈良市農政課へ事前のご相談をお願いいたします。
- ・里山としての整備の対象は、森林（※1、※2）とします。
※1 地域森林計画対象の民有林のうち、保安林などを除いた森林となります。
※2 一部対象外となる区域があります。事前のご相談をお願いいたします。
- ・規約や定款を有する「自治会等の地元団体」としての申請であることと、森林の土地所有者の承諾が要件となります。
- ・整備面積の下限は0.1ha以上とします。
- ・補助金の交付は、1の施業地について1の補助対象者当たり「3年度」を限度とします。
- ・整備効果を維持させるため、整備完了後「5年間の保全管理協定」を締結し、事業地の下草刈りや倒木の処理、侵入竹の除去等、適切な管理をしていただきます。
- ・国や県又は他団体による補助金、助成金をすでに受けているものは本事業の対象外です。



事業のながれ

- ① 里山として「森林整備」を行う箇所について、地元の皆様方で「意見」と「森林整備の方向性」を取りまとめていただき、森林の土地所有者へもその旨の承諾をいただきます。
- ② 市が地元へ伺い、皆様と現地の確認やヒアリングを行い、森林整備の方向性を確認します。
- ③ 地元の皆様で、具体的な整備の計画を定め、経費の算出に必要な見積書等を徴してください。
- ④ 地元の皆様から、市へ補助金の交付申請をします。
- ⑤ 市は補助金の交付申請をもとに提出書類の審査や現地調査のうえ、適正な申請については、補助金の交付を決定し、地元の皆様へお知らせします。
- ⑥ 市からの補助金交付決定の後、地元の皆様による作業を開始してください。
- ⑦ 現場での作業は、「作業前」、「作業中」、「作業後」の記録写真をお願いします。
- ⑧ 作業の完了後、必要な書類を整理のうえ、補助金の実績報告を市へお願いします。
- ⑨ 実績報告をもとに、整備を行われた箇所の現地検査と提出書類の確認を市が行います。
- ⑩ 市による現地検査と提出書類の確認を経て、地元の皆様へ補助金をお支払いします
- ⑪ 整備効果を維持するため、事業完了後5年間、市と地元の皆様にて保全管理協定を締結します。



注意事項

- ・ 事業の実施に際しましては、必ず、事前に奈良市農政課へご相談をお願いいたします。
- ・ 事業の予算には限りがあります。申請順に審査し、要件が整ったものから順に採択します。



問い合わせ先

事業の内容は奈良市ホームページ「里山整備事業について」で検索または奈良市農政課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

奈良市 観光経済部 農政課

TEL 0742(34)5142

E-mail nousei@city.nara.lg.jp